

議案第73号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関
する条例を次のように定める。

令和5年12月1日

西脇市長 片山象三

(理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理を
行う必要があるため。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(西脇市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市病院事業の設置等に関する条例(平成17年西脇市条例第116号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定に従事する職員に賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(西脇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市水道事業の設置等に関する条例(平成17年西脇市条例第169号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定に従事する職員に賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年西脇市条例第31号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定に従事する職員に賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年西脇市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員若しくは職員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員若しくは職員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p>		<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員若しくは職員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p>		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。